亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第2号

Γ

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17 年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会会長	月額 21,400円
農業委員会会長職務 代理者	月額 17,500円
農業委員会委員	月額 15,200円
農地利用最適化推進 委員	月額 10,600円

農業委員会会長 基本給 月額 2 1 , 4 0 0 円 年額 557,334 能率給 円以内で市長が別に 定める額 農業委員会会長職務 月額 17,500円 基本給 代理者 年額 557,334 能率給 円以内で市長が別に 定める額 を 農業委員会委員 基本給 月額 15,200円 能率給 年額 557,334 円以内で市長が別に 定める額 月額 10,600円 農地利用最適化推進 基本給 委員 能率給 年額 557,334 円以内で市長が別に 定める額

に改

める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。